

『北海道地方会学術奨励賞に関する附則』

令和4年2月22日

1. 審査対象者；

- ・日本呼吸器学会北海道支部学術集会において、口演発表を行った「初期臨床研修医」及び「後期臨床研修医」とする。
- ・「後期臨床研修医」の対象範囲は基本領域学会専門研修中の専攻医（おおむね卒後3-7年目までの医師）を対象とする。
- ・日本結核・非結核性抗酸菌症学会および日本サルコイドーシス／肉芽腫性疾患学会、等との合同分科会においては、他学会の演題として口演発表を行った研修医も対象とする。

2. 受賞人数；

- ・原則として「初期臨床研修医」及び「後期臨床研修医」より各数名を選出する。

3. 選考委員会の構成；

- ・日本呼吸器学会北海道支部所属会員で構成されるものとする。
- ・選考委員は当番会長・次期当番会長、及び、北海道支部代議員から選抜されたメンバーで構成される。
- ・演題数に応じて、適宜選考委員の人数は調整する。
- ・選考委員長は当番会長が務める。
- ・終日審査に就けない場合は、その都度、他の役員に代理審査を委任することができる。
- ・上記の条件を遵守し、支部長および支部事務局が選考委員選出の調整を行う。

4. 審査基準；

- ・一演題につき3名の選考委員が独立して以下の配分で採点し合計点で受賞者を決定する。
- ・各選考委員は担当する演題を下記項目について各1～5点で評価する。

	劣る		標準的		優れている
報告内容の重要性・教育的価値	1	2	3	4	5
スライド構成・考察内容	1	2	3	4	5
発表態度・質疑応答	1	2	3	4	5

- ・各選考委員は自施設あるいは各関連大学・関連病院からの演題の採点も行う。
- ・合計点と同数の場合等で選考が困難なときは、最終判断を選考委員長に委ねる。

5. 表彰等；

- ・賞状と賞金を授与する。賞金は3万円／人とし、支出は本学会北海道支部が負担する。

- ・学会ホームページに受賞者を掲載する。
- ・次回の地方会の抄録集に受賞者一覧を掲載する。